

# 東京 2020 オリンピックパブリックビューイング実施業務委託 プロポーザル募集要項

## 1 目的

本業務は、チケットを持っていない人でも、競技観戦し、大会の臨場感や会場との一体感を味わい、大会を身近に感じてもらうべく、東京 2020 オリンピックパブリックビューイングを実施するものである。

事業の実施にあたり、委託事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集し、提案内容を総合的に審査して契約予定者を決定する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

東京 2020 オリンピックパブリックビューイング実施業務委託

### (2) 業務内容

別紙『東京 2020 オリンピックパブリックビューイング実施業務委託仕様書』のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和 2 年 8 月 21 日（金）

### (4) 履行場所

千葉市中央公園（千葉市中央区中央 1 丁目 12）

### (5) 委託料

15,000,000 円（消費税込み）を上限とする。

### (6) 支払条件

完了後、一括払い

## 3 企画提案の手続き等

### (1) スケジュール

ア 事業者募集の開始	令和 2 年 3 月 13 日（金）
イ 質問の期限	令和 2 年 3 月 18 日（水）午後 5 時
ウ 質問の回答期限	令和 2 年 3 月 23 日（月）
エ 企画提案書の提出期限	令和 2 年 3 月 30 日（月）午後 5 時
オ 提案審査	令和 2 年 4 月 6 日（月）
カ 選定結果通知	令和 2 年 4 月 7 日（火）

### (2) 質問の提出方法等

本要項及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

ア 質問受付期限	令和 2 年 3 月 18 日（水）午後 5 時まで受付
イ 質問方法	電子メールで提出すること。（opshinko.POP@city.chiba.lg.jp） なお、電子メール以外及び期限後の質問は一切受け付けない。
ウ 回答方法	受け付けた質問に対する回答は、令和 2 年 3 月 23 日（月）に、千葉市ホームページ上に掲示する。

### (3) 企画提案の提出

#### ア 提出物

- (ア) 企画提案参加申込書 1 部
- (イ) 企画提案書 5 部（正本 1 部、副本 4 部）

提案書の内容は以下のとおりとする。

- ① 業務実績
- ② 実施内容
- ③ 安全対策
- ④ スケジュール、実施体制

※提案書作成の際には、4（2）イ 個別評価項目の表を参照し、テーマに沿うよう留意すること。

- (ウ) 業務経費見積書（内訳も添付） 5部（正本1部、副本4部）
- (エ) 会社案内（パンフレット等） 1部
- (オ) 誓約書 1部

※1事業者につき1参加申込（1案まで）とする。

- イ 提出方法 持参
- ウ 提出期限 令和2年3月30日（月）午後5時まで受付
- エ 提出場所 千葉市オリンピック・パラリンピック振興課  
千葉市中央区千葉港2-1  
(千葉中央コミュニティセンター2階)

オ その他

- (ア) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が公表している「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会パブリックビューイングガイドライン (<https://tokyo2020.org/jp/get-involved/livesite/public-viewing/data/public-viewing-guidelines.pdf>)」をよく確認すること。
- (イ) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が公表している「大会ブランド基準 (<https://tokyo2020.org/jp/copyright/data/brand-protection-JP.pdf>)」を遵守し、アンブッシュ・マーケティングに抵触しないよう注意すること。
- (ウ) 企画提案書のサイズはA4（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。図表等は必要に応じてA3版折り込みも可能とする。
- (エ) 企画提案書に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。
- (オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。
- (カ) 副本の作成にあたっては、参加申込者の所在地、称号又は名称、代表者氏名、連絡先その他申込者を判別できる情報は、記載しないこと。
- (キ) 見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記する。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。
- (ク) 正本（1部）は、押印、袋とじとする。副本（4部）は、ホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。
- (ケ) 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- (コ) 企画提案書は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次委託者と協議して決定することとなるので留意すること。

(4) プレゼンテーションについて

- ア 日時 令和2年4月6日（月） 午後1時30分～
- イ 場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号  
中央コミュニティセンター 9階 93会議室

- ウ 内容 企画提案書の内容について、提案者による20分以内のプレゼンテーションを実施。プレゼンテーション後、選考委員による質疑応答を実施。提案者が出席できる人数は3名までとし、提出した企画提案書一式のみを使用すること。 ※詳細については、参加申込の受付後に別途連絡する。

(5) 選考結果の通知について

- ア 通知日 令和2年4月7日（火）

#### イ 通知方法

企画提案書提出者全員へ電子メールで結果を通知し、市ホームページで公表する。  
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議申立ては受付けない。

### 4 事業者の選定

#### (1) 選定方法

千葉市で設置する選考委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答により評価項目の各項について審査を行い、最優秀提案者を契約予定者として決定する。

#### (2) 審査基準

ア 企画提案書を評価項目の各項目について審査し、総合的に判断して契約予定者を選定する。

#### イ 個別評価項目

選考に係る評価項目及び評価の着目点は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点
1 業務実績	過去に集客イベント（PVや類似イベント）を実施した実績はあるか。
小計（得点：10点満点）	
2 実施内容	イベント全体を通し、大会の臨場感や一体感を味わえる内容やスケジュールになっているか。
	パブリックビューイング前の賑やかしイベントに集客が期待できる著名人を手配できているか。
	集客の期待できる広報戦略が計画されているか。
小計（得点：50点満点）	
3 安全対策	効果の期待できる暑さ対策が計画されているか。
	会場のレイアウトや当日の人員の配置体制は、来場者の安全を考慮した適切な配置になっているか。
小計（得点：30点満点）	
4 スケジュール、 実施体制	スケジュールは適切かつ実現可能か。
	業務の遂行に必要な組織体制と人員が整っているか。
小計（得点：10点満点）	
合計 100点	

なお、最多得点の提案が複数あった場合は、評価項目「2 実施内容」において、最多得点の提案を行った者を選定する。

また、最多得点の提案を行った者かつ評価項目「2 実施内容」において、同得点の提案が複数あった場合は、見積金額が低い者を選定する。

#### (3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 見積額が、本要項2（5）に記載する委託料上限額を超過した場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合

エ 企画提案後、契約に至るまでの間に本要項6に掲げる参加資格要件を満たさなくなるなど契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合、その他参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

### 5 契約

(1) 上記により選定された者を、事業の契約予定者とする。

(2) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

### (3) 留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、双方が各1通を保有する。
- イ 提案された企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりに委託するものではない。
- ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする。
- エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。
- オ 著作権については、仕様書（別紙）記載のとおりとする。
- カ 当該委託にかかる 令和2年度予算の議案議決が得られない場合は、契約手続きを中止する。

### 6 参加資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 対象業務の選定結果通知日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (8) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の企画提案書提出期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者
- (9) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

### 7 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、いかなる理由があっても返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、市に帰属する。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (6) その他、業務遂行上発生した問題等については、受託者と千葉市で協議の上、対応を決定することとする。

### 8 問合せ先

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター 2階

千葉市総合政策局オリンピック・パラリンピック推進部

オリンピック・パラリンピック振興課（渡邊）

TEL 043-245-5739

FAX 043-245-5299

Email opshinko.POP@city.chiba.lg.jp